

平成 29 年（2017 年）3 月 14 日
子ども文教委員会資料
子ども教育部子育て支援担当

障害児福祉計画の策定について

児童福祉法の改正に伴い、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」（以下「障害児福祉計画」という。）の作成が義務づけられた。

今後は、障害者総合支援法に基づき、平成 29 年 3 月中に国が示すとしている「基本指針」に即し、計画策定に向けた取組みを進めていくこととする。

1 児童福祉法の一部改正

(1) 趣旨

障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、市町村は、厚生労働大臣の定める「基本指針」に即して「障害児福祉計画」を定めるものとされた。

(2) 基本指針において定めるもの

- ① 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項
- ② 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ③ 市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- ④ その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

(3) 障害児福祉計画において定める事項

【必須事項】

- ① 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の必要な見込み量

【努力事項】

- ① 指定通所支援又は指定障害児相談支援の必要な見込み量の確保のための方策
- ② 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る関係機関との連携に関する事項

2 区における計画の策定について

(1) 計画の位置づけ

障害児福祉計画は、障害者総合支援法に規定する障害福祉計画と一体のものとし

て作成することができるかとされていることから、区では、第5期中野区障害福祉計画（計画期間：平成30年4月～平成33年3月）と一体的に作成するとともに、中野区子ども・子育て支援事業計画とも整合性を図るものとする。

(2) 計画期間

- ① 策定時期 平成30年3月末予定
- ② 計画期間（予定） 平成30年4月～平成33年3月

3 調査の実施

基本指針が示され次第、計画策定の基礎資料とするため、サービス意向調査を実施する。

(1) 調査対象

- ① 障害児 650人
発達支援が必要な児童及び身体・知的・精神障害等の手帳を所持する児童。
- ② サービス提供事業者 50事業所程度
障害福祉サービス提供事業者及び障害者施設など、中野区民がサービス利用している中野区内外の事業所を対象とする。

(2) 調査期間

平成29年5月～7月

(3) 調査項目

- ① 調査対象児童の状況
属性・性別・年齢・障害種別等
- ② 医療的ケアの状況
医療的ケアの有無・状況・サービス利用状況
- ③ 児童福祉法に基づくサービス利用状況
サービス別利用の有無・利用日数・利用希望等
- ④ その他
 - ・障害に対する理解
 - ・充実してほしい障害児施策
 - ・その他意見・要望等